

よくある質問（建設工事関係）R7.12.9時点

	質問	回答
1	電子契約の対象となる工事の条件はありますか。	建設工事関係の契約での電子契約の対象は、次のとおりとします。 ・建設工事 すべての当初契約 ・工事関連委託業務 すべての当初契約 なお、変更契約は原則として電子契約の対象外とします。 電子契約の対象となる案件は、入札公告等にその旨を記載しますのでご確認ください。
2	電子契約は工事ごとに選択できますか。	工事ごとに選択いただけます。
3	電子契約を選択した場合、契約保証も電子保証とする必要がありますか。	電子保証でなくても構いません。
4	契約書以外の提出書類は、どのように提出するようになりますか。	電子契約サービスは、契約書を取り交わす機能のみとなっており、契約関係書類を提出することはできません。建設工事等の契約締結時に必要な一連の書類の提出方法については、従来どおり契約担当課の指定する方法で提出してください。